

内閣参質二一七第一四三号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を檢察が不起訴処分としたことに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を檢察が不起訴処分としたことに

関する質問に対する答弁書

一から三まで及び四の後段について

お尋ねの「同様の事件において、国民に対する説明責任を果たすための措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、檢察当局においては、被疑事件について不起訴処分をした場合における当該処分の理由の公表について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第四十七条の趣旨を踏まえて、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉及びプライバシーへの影響並びに捜査・公判への影響の有無・程度等を考慮し、公表するか否か、公表するとしてどの程度の情報を公表するかを判断しているものと承知しており、こうした公表の在り方に関しては、檢察当局において検討し、適切に対処すべきものであり、「不起訴処分の理由の公開を義務付ける制度の導入」については、政府として検討していない。

四の前段について

お尋ねは、個別事件における捜査や証拠の具体的内容に関わる事柄であり、お答えすることは差し控え

たい。